

東京電機大学 同窓会  
在 学 会 員  
活 動 支 援 規 則

(目 的)

第1条 在学会員の各種活動を支援することを目的とする。

(名称の定義)

第2条 在学会員における各種活動の内容は下記のものとする。

- (1) 在学会員とは、大学院・大学の在学生を言う。
- (2) 各種活動とは下記の団体・個人の活動を言う。
  - イ クラブ活動
  - ロ 研究活動
  - ハ 競技会への出場
  - ニ ボランティア活動
  - ホ その他、同窓会長が特に認めるもの

(援助基準)

第3条 本大学の知名度向上に資する活動に対して支援する。

(援助事項)

第4条 各種活動に対し、10万円以内の支援を行う。但し、同窓会幹事会で特に承認されたものは、この限りではない。

(申請手続き)

第5条 援助を希望する者は第一期（6月末締切）、第二期（9月末締切）又は第三期（12月末締切）の期間内に所定の申請書に記載し、同窓会長に申請する。

(審査・決定)

第6条 援助する団体・個人は同窓会幹事会において、予算範囲内で審査・決定する。

(改 廃)

第7条 この規則の改廃は、幹事会で定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日より施行する。

平成20年9月17日 改正（第5条）

平成26年5月21日 一部改正

平成26年7月23日 規則名を改正し、第2条及び第3条の一部を改正